中間確認検査の取扱いについて

（平成１０年３月財政局検査課長決裁）

■　中間確認検査の目的

工事目的物の一部において、完了検査時点では「出来形・出来栄え」及び「性能・品質等」の確認が難しい場合、適宜、工事中途において当該部分の検査を行うことにより検査業務の適正な執行を図るもの。

■　根拠条項

契約事務規則第４１条第１項第４号（その他必要と認めたとき）

■　中間確認検査の実施要件

Ａ．下記に示す施工中途における施工状況の検査は、契約約款に明記されているとおり監督員の権限であるものの、監督課からの強い検査依頼がある場合、また、検査員が必要であると認めた場合については中間確認検査の実施について監督課との協議のうえ判断する。

１．完了検査時点では不可視部となり「出来形・出来栄え」及び「性能・品質等」の確認が難しい場合。

〔例〕
・河川改修工事における石積護岸（計画河床に合わせての改修）
・仮設道路、仮設橋梁等（発注の主体が仮設道路、仮設橋梁等で撤去工事まで含む場合）
・ブロック製作工事（セルラー等）
※外壁改修工事における損傷部の処理の確認は
適宜、施工確認で対応

（工事に相当数使用する原材料）
・魚礁となる捨石（石質・重量・寸法等）
・護岸基礎部の捨石（同　　上）～本工事のみ発注の場合を対象とする。

（工事目的物の主たる部分が隠蔽される場合）
・防火水槽（水槽内部が装着シートで隠蔽）
・焼却炉及び消化槽等の修理（機能確認に伴い修理箇所の確認が困難）

２．工場等でないと「性能・品質等」の確認が難しく、また現場搬入時では手直しに相当の費用と日数を要する場合。

〔例〕
①　特殊製品（設備）
・冷凍機類（実負荷試験等）
・ポンプ類（揚水量・揚程試験等）
・自動制御（一覧表示・スケジュール運転試験等）
・船舶（実負荷試験等）
・大型の発電機（実負荷試験等）
・大規模な受変電設備

②　二次製品（規格外）　――相当数使用する場合
・ペーパードレーン（性能・材質・強度）
・防砂シート及びネット状シート（同　　上）
・ライニング材
・防舷材

③　特殊製品（規格外）
・橋梁の「特殊ＰＣ桁・メタル桁・親柱・高欄」
・ボックスカルバート（下水道協会の非認定工場の場合）
・ブロック魚礁及び鋼製魚礁
・水門（ゲート等）
・主要構造体であるＰＣ構造の「柱・梁」

B．屋根、高所など完了検査時に直近から検査できない場合。

・足場がないと確認できない落橋防止工事及び防蝕・塗装工事等
・足場がないと確認できない屋根・壁・体育館の天井等

C．引渡し前の工事目的物の一部において後発工事に着手する場合。

① 引渡し前の工事目的物の一部において、後発工事に着手することにより当該工事目的物の一部が完了時に形状の変形等（欠損や設置場所の移動等を含む）が生じ、契約内容と相違する状況となる場合は、当該部分を契約時に指定部分（注）と明記し、指定部分の受渡しの後、後発工事に着手することを原則とする。

② ただし、発注者の都合により分離発注された工事で、後発工事について設計図書に別途工事である旨の明示がなされ工事目的物の形状の変形等が軽微である場合については、中間確認検査の実施について監督課との協議のうえ判断する。

〔例〕
・護岸工事における「基礎部の捨石及び根固石」→後発で上部工事
・地盤改良工事におけるペーパードレーンの本数及び敷き砂厚等→後発工事で盛土工事
・鋼製桁製作工事（現場搬入まで）→後発で架設工事
・道路改良工事（路床工）→後発で道路舗装工事
・道路改良工事（法面整形）→後発で法面工事
・建築本体工事（躯体、下地まで）→後発で仕上工事（後発工事業者が別業者の場合）
・解体工事→後発で建築本体工事、舗装工事

※ 後発工事が第三者発注の場合は、契約約款への明示が必要であるために、事前に契約課との協議を行うこと。

D．引渡し前に工事目的物の一部を使用する場合。

契約時に当該部分を指定部分（注）と明記し、指定部分の受渡しの後、使用することを原則とする。ただし、発注者の都合により受渡し前に使用する必要が生じた場合については、中間確認検査の実施について発注課及び監督課との協議のうえ判断する。

〔例〕
・汚水管、雨水渠の完成前の一部使用
・内部改造工事において、業務継続上先に完了した部分を使用する場合

※ 発注者は、使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。（約款第33条第2項）

E．その他検査員が必要と認めた場合

■ 中間確認検査の対象とならないもの

1．工事目的物建設のための代替仮設物

〔例〕
・仮設道路・仮設橋梁等
・仮設便所・仮設倉庫等

2．先発工事と併行し、かつ密接に関連する工事に着手する場合。

〔例〕
・建築本体工事→後発で設備工事、木建、黒板工事等
・外構工事→後発で植栽工事

■　処理要領

区　　分	提　　出　　書　　類　　等
請負者の都合による場合 上記Ａ・Ｂに該当	・中間確認検査依頼（別紙１）、図面添付（中間確認検査部分色別表示） ・職員の派遣依頼（別紙４）～契約履行場所以外での検査の場合 ・一件書類
発注者の都合による場合 上記Ｃ・Ｄに該当	・中間確認検査依頼（別紙２）、図面添付（中間確認検査部分色別表示） ・契約目的物の部分使用承諾書（別紙３）、図面添付（使用部分色別表示） ・一件書類
Ｅについては、その内容により上記区分のいずれかに準ずるものとする。	

（注）　指定部分（約款３９条）　――――――契約において指定部分の工期及び範囲を明記。
　発注者が工事の完成に先だって部分引渡しを受けるべきことを設計図書において指定した部分。（他の部分と分けて特定することができ管理責任の移転ができる部分）

■　本取扱いについては、平成９年度より試行の結果、平成１０年４月より実施するものとする。

■　平成２６年８月１日　一部改正（様式変更に伴う改正）